

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年11月11日

【四半期会計期間】 第104期第3四半期(自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日)

【会社名】 東亜合成株式会社

【英訳名】 TOAGOSEI CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高村 美己志

【本店の所在の場所】 東京都港区西新橋一丁目14番1号

【電話番号】 03(3597)7215

【事務連絡者氏名】 管理本部IR広報室長 根本 洋

【最寄りの連絡場所】 東京都港区西新橋一丁目14番1号

【電話番号】 03(3597)7215

【事務連絡者氏名】 管理本部IR広報室長 根本 洋

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第103期 第3四半期 連結累計期間	第104期 第3四半期 連結累計期間	第103期
会計期間	自 平成27年 1月 1日 至 平成27年 9月30日	自 平成28年 1月 1日 至 平成28年 9月30日	自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日
売上高 (百万円)	105,120	99,887	139,848
経常利益 (百万円)	9,935	12,090	13,201
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	6,474	7,886	6,696
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	7,638	4,280	8,362
純資産額 (百万円)	162,298	163,809	163,020
総資産額 (百万円)	205,736	206,456	208,018
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	49.17	59.90	50.86
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)			
自己資本比率 (%)	76.6	77.0	76.0

回次	第103期 第3四半期 連結会計期間	第104期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成27年 7月 1日 至 平成27年 9月30日	自 平成28年 7月 1日 至 平成28年 9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	19.95	22.33

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含んでおりません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 4 平成27年7月1日付で2株につき1株の割合で株式併合を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。
- 5 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、第1四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純利益」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益」としております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動は、次のとおりであります。

(基礎化学品事業)

主要な関係会社の異動はありません。

(アクリル製品事業)

当第3四半期連結会計期間において、Toagosei (Thailand) Co.,Ltd.を連結子会社として新規設立しております。

(機能製品事業)

主要な関係会社の異動はありません。

(樹脂加工製品事業)

主要な関係会社の異動はありません。

(その他の事業)

主要な関係会社の異動はありません。

なお、第1四半期連結会計期間より、報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況
1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」の「 当第3四半期連結累計期間 2. 報告セグメント
の変更等に関する事項」に記載のとおりであります。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間（平成28年1月1日から平成28年9月30日まで）における当社グループの業績は、売上高は998億8千7百万円（前年同期比5.0%減収）、営業利益は117億2千9百万円（前年同期比25.3%増益）、経常利益は120億9千万円（前年同期比21.7%増益）、親会社株主に帰属する四半期純利益は78億8千6百万円（前年同期比21.8%増益）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

なお、第1四半期連結会計期間より、当社の建築補修材および土木補修材の販売事業を連結子会社であるアロン化成株式会社に分割承継しました。このため、建築・土木製品に関するセグメント別の業績は、従来の「機能製品事業」から「樹脂加工製品事業」に変更しております。また、前年同期比につきましては、変更後の区分方法により作成した前第3四半期連結累計期間の数値と比較しております。

基礎化学品事業

苛性ソーダおよび無機塩化物は、需給バランスの軟化が続き販売価格は弱含みで推移したことなどから減収となりました。無機高純度品は、主力の半導体向けの需要は回復基調にありますが年前半の販売不振などが影響し減収となりました。硫酸および工業用ガスは、底堅い需要の中、前年並みの売上となりました。これらの結果、当セグメントの売上高は305億1千1百万円（前年同期比4.0%減収）となりました。

営業利益は、販売数量の減少や販売価格の値下がりや減益要因となりましたが、電力をはじめとした原燃料価格が前年より安定して推移したことによる変動費の減少などから、34億3千万円（前年同期比33.4%増益）となりました。

アクリル製品事業

アクリル酸およびアクリル酸エステルは、ナフサ等原料価格の低下に伴う販売価格の値下がりにより減収となりました。アクリル系ポリマーは、高機能、高付加価値製品の販売が引き続き好調に推移し増収となりました。高分子凝集剤は、販売数量は堅調でしたが製品価格の低下などから減収となりました。光硬化型樹脂は、全般的な需要低調により減収となりました。これらの結果、当セグメントの売上高は362億9千3百万円（前年同期比8.4%減収）となりました。

営業利益は、アクリル系ポリマーの増販や主要原料価格低下による変動費低減に加え、シンガポール子会社の採算改善などから、37億4千4百万円（前年同期比46.7%増益）となりました。

機能製品事業

瞬間接着剤は、販売数量は堅調に推移しましたが円高進行による為替差の影響などから減収となりました。機能性接着剤は、情報端末機器向けの需要不振が前半から続いた影響などから減収となりました。無機機能材料とエレクトロニクス材料は、無機イオン捕捉剤「IXE®」や無機系消臭剤「ケスモン®」などの販売が好調に推移し増収となりました。これらの結果、当セグメントの売上高は115億4千1百万円（前年同期比2.8%減収）となりました。

営業利益は、無機機能材料やエレクトロニクス材料は増益となりましたが、接着剤の減販や円高の影響などから、29億4千6百万円（前年同期比9.3%減益）となりました。

樹脂加工製品事業

管工機材製品は、新設住宅着工戸数が増加するなど市場環境は改善しておりますが、原料安に伴う値下げ圧力などから減収となりました。建築・土木製品は、販売が堅調に推移し増収となりました。ライフサポート製品は、前年の価格改定前の仮需の反動により減収となりました。エラストマーコンパウンドは、医療や飲料分野向け製品の販売好調により増収となりました。これらの結果、当セグメントの売上高は192億1百万円（前年同期比1.7%減収）となりました。

営業利益は、エラストマーコンパウンドの増販および主要原料価格や輸入部材価格の低下による製造原価の減少などから、14億2千8百万円（前年同期比58.9%増益）となりました。

その他の事業

新規製品の研究開発事業、輸送事業、商社事業などにより構成される当セグメントは、売上高は23億3千9百万円（前年同期比0.9%増収）、営業利益は1億1千2百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

総資産合計は、手元流動性の上昇により「現金及び預金」および「有価証券」が増加しましたものの、株価の下落に伴い「投資有価証券」が減少しましたため、前連結会計年度末に比べ15億6千1百万円、0.8%減少し、2,064億5千6百万円となりました。

負債合計は、長期繰延税金負債の減少により「その他」が減少しましたため、前連結会計年度末に比べ23億5千万円、5.2%減少し、426億4千7百万円となりました。

純資産合計は、「その他有価証券評価差額金」が減少しましたものの、親会社株主に帰属する四半期純利益の計上により「利益剰余金」が増加しましたため、前連結会計年度末に比べ7億8千9百万円、0.5%増加し、1,638億9百万円となり、自己資本比率は77.0%となりました。

(3) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は、財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

基本方針の内容

当社は、当社の企業価値が、「化学事業を通じてより多くの人々とより多くの幸福を分かち合う」という企業理念に基づき、化学関連の事業を推進することにより、当社およびその子会社の株主・取引先・地域住民等のステークホルダーの皆様の利益・幸せを実現していくことにその淵源を有することに鑑み、特定の者またはグループによる当社の総議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式の取得により、このような当社の企業価値または株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる特定の者またはグループは当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令および定款によって許容される限度において、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを、その基本方針といたします。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、平成28年3月30日開催の当社第103回定時株主総会（以下「第103回定時株主総会」といいます）において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」の継続について株主の皆様のご承認をいただいております（以下、継続された現在の買収防衛策を「本プラン」といいます）。

なお、当社は、特別委員会を設置し、特別委員会委員として、北村康央、佐藤勝、安田昌彦の3氏を選任しております。

本プランの概要は、以下に記載のとおりです。

(a) 本プランの継続の目的

本プランは、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供および考慮・交渉のための期間を確保することを求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者（具体的には、本プランに違反をした大規模買付者および濫用的買収者ならびにこれらの者と一定の関係にある者等）によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、企業価値ないし株主共同の利益を確保・向上することを目的として買収防衛策を継続したものです。

(b) 本プランに基づく対抗措置の発動にかかる手続

(イ)対象となる大規模買付行為

次の()から()までのいずれかに該当する行為（ただし、取締役会があらかじめ承認をした行為を除きます）またはその可能性のある行為がなされ、またはなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

- () 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得
- () 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得
- () 上記()または()に掲げる各行為がなされたか否かにかかわらず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下、本()において同じとします）との間で、当該他の株主が当該特定株主グループに属する株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定グループに属するすべての株主と当該他の株主との株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限ります）

(ロ)大規模買付者に対する情報提供の要求

大規模買付者には、大規模買付行為の開始に先立ち、意向表明書および大規模買付情報を提供していただきます。

(ハ)大規模買付者との交渉等

取締役会は、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社のすべての株券等の買付けが行われる場合には、60日間、それ以外の場合には、90日間の期間を、取締役会評価期間として設定し、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉を行うものとします。なお、当該取締役会評価期間は、必要な範囲内で最大30日間延長することができるものとします。

(ニ)特別委員会の勧告および取締役会の決議

特別委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合で、取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後10営業日以内に当該違反が是正されない場合には、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

他方、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、特別委員会は、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告しますが、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付者がいわゆるグリーンメイラーである場合等一定の事情を有していると認められる者である場合には、取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

なお、特別委員会は、大規模買付行為に関する勧告を行うに際し、対抗措置の発動に関して、あらかじめ株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動または不発動その他必要な決議を行うものとします。

(ホ)株主意思確認総会の開催

上記(二)にかかわらず、下記のいずれかの事由に該当し、かつ、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、取締役の善管注意義務に照らし株主の皆様意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます）において対抗措置の発動に関する株主の皆様意思を確認することができるものとします。

- () 特別委員会が対抗措置の発動に関して、あらかじめ株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合
- () 当社取締役会が、当該大規模買付行為が、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益を著しく損なうおそれがあると判断した場合

株主意思確認総会において、対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議に従って対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとします。

なお、大規模買付者は、株主意思確認総会が招集された場合には、株主意思確認総会の終結時まで、大規模買付行為を開始することができないものとします。

(c) 本プランの特徴

(イ)基本方針の制定

本プランは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する「基本方針」を制定したうえで、導入されたものです。

(ロ)特別委員会の設置

当社は、本プランの必要性および相当性を確保するために特別委員会を設置し、取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、かつ、取締役会の恣意的な判断を排除するために、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしております。

(ハ)株主総会における本プランの承認

本プランの法的安定性を高めるため、本プランにつきましては、第103回定時株主総会において本プランの導入に関する承認議案の付議を通じて、株主の皆様のご意思を確認させていただいております。

(ニ)適時開示

取締役会は、本プラン上必要な事項について、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、適時かつ適切な開示を行います。

(ホ)本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成31年3月31日までとします。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。また、当社は、当社の取締役会において、企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本プランを見直し、または変更する場合があります。ただし、当社は、本プランの内容に重要な変更を行う場合には、株主の皆様意思を適切に反映する機会を得るため、変更後のプランの導入に関する承認議案を株主総会に付議するものとし、変更後のプランは、その承認議案につき、株主の皆様のご承認が得られることを条件に効力を生じるものとします。

(d) 株主の皆様への影響

(イ)本プランの導入時に株主の皆様へ与える影響

本プランの導入時には、新株予約権の発行自体は行われません。したがって、本プランが本プラン導入時に株主の皆様権利および経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(ロ)新株予約権の発行時に株主および投資家の皆様へ与える影響

取締役会が対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議をした場合、基準日における最終の株主名簿に記載された株主の皆様は、新株予約権の無償割当ての効力発生日に、当然に新株予約権者となります。そして、当社が新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることとなります。ただし、例外事由該当者につきましては、その有する新株予約権が取得の対象とならないことがあります。

上記の取組みに対する取締役会の判断およびその判断にかかる理由

当社は、前記 (a)記載のとおり、本プランは企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上という目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものと考えております。特に本プランは、()第103回定時株主総会において本プランの継続について株主の皆様のご意思を確認させていただいており、一定の場合に、本プランに定める対抗措置の発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様のご意思を確認するものとしている点において株主の皆様のご意思を重視していること、()対抗措置の発動に際しては、必要に応じて、取締役会から独立した第三者的立場にある専門家の意見を取得できること、()独立性の高い特別委員会の設置を伴うものであり、対抗措置の発動に際しては必ず特別委員会の勧告を経る仕組みとなっている上、特別委員会はさらに独立した第三者的立場にある外部専門家の意見を取得できること、()対抗措置の発動または不発動その他必要な決議に関する判断の際によるべき基準が設けられていること等から、当社は、本プランは当社の企業価値ないし株主共同の利益を損なうものではなく、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における当社グループの研究開発費の総額は26億9千万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	275,000,000
計	275,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成28年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成28年11月11日)	上場金融商品取引所 名または登録認可金 融商品取引業協会名	内容
普通株式	131,996,299	131,996,299	東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	131,996,299	131,996,299		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成28年7月1日～ 平成28年9月30日		131,996,299		20,886		18,031

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、直前の基準日(平成28年6月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成28年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 348,200		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
	(相互保有株式) 普通株式 184,500		同上
完全議決権株式(その他)	普通株式 131,040,800	1,310,408	同上
単元未満株式	普通株式 422,799		同上
発行済株式総数	131,996,299		
総株主の議決権		1,310,408	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の中には、証券保管振替機構名義の株式7,000株(議決権70個)が含まれております。なお、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的には所有していない株式(名義書換失念株)が1,600株(議決権16個)あります。

2 「単元未満株式」の中には、東洋電化工業(株)所有の相互保有株式1株、当社実所有の自己株式30株、および証券保管振替機構名義の株式67株が含まれております。なお、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式(名義書換失念株)が91株あります。

【自己株式等】

平成28年9月30日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 東亜合成(株) (注)	東京都港区西新橋 一丁目14番1号	348,200		348,200	0.26
(相互保有株式) 東洋電化工業(株)	高知市萩町 二丁目2番25号	184,500		184,500	0.14
計		532,700		532,700	0.40

(注) 1 このほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式(名義書換失念株)1,600株(議決権16個)が、上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の中に含まれております。

2 当第3四半期会計期間末(平成28年9月30日)の自己株式数は、350,717株であります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成28年7月1日から平成28年9月30日まで)および第3四半期連結累計期間(平成28年1月1日から平成28年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	15,969	18,950
受取手形及び売掛金	38,699	38,274
有価証券	41,000	44,500
たな卸資産	16,037	14,503
その他	1,766	1,665
貸倒引当金	37	34
流動資産合計	113,434	117,859
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	19,317	18,723
機械装置及び運搬具（純額）	22,868	21,232
土地	17,385	17,304
その他（純額）	3,445	3,639
有形固定資産合計	63,016	60,900
無形固定資産		
のれん	9	1
その他	479	516
無形固定資産合計	488	518
投資その他の資産		
投資有価証券	27,344	23,423
退職給付に係る資産	1,673	1,910
その他	2,106	1,859
貸倒引当金	46	15
投資その他の資産合計	31,077	27,178
固定資産合計	94,583	88,597
資産合計	208,018	206,456

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	13,140	12,749
短期借入金	2,730	2,502
未払法人税等	2,376	1,660
引当金	17	826
その他	9,450	9,197
流動負債合計	27,715	26,937
固定負債		
長期借入金	9,963	9,884
退職給付に係る負債	160	154
その他	7,158	5,671
固定負債合計	17,282	15,710
負債合計	44,997	42,647
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,886	20,886
資本剰余金	16,799	16,799
利益剰余金	110,489	115,085
自己株式	269	275
株主資本合計	147,905	152,495
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	7,898	5,312
為替換算調整勘定	2,199	957
退職給付に係る調整累計額	169	217
その他の包括利益累計額合計	10,267	6,487
非支配株主持分	4,846	4,826
純資産合計	163,020	163,809
負債純資産合計	208,018	206,456

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年1月1日 至平成28年9月30日)
売上高	105,120	99,887
売上原価	78,732	70,986
売上総利益	26,388	28,901
販売費及び一般管理費	17,023	17,171
営業利益	9,364	11,729
営業外収益		
受取利息	45	45
受取配当金	407	501
持分法による投資利益	242	300
固定資産賃貸料	144	79
その他	112	95
営業外収益合計	953	1,021
営業外費用		
支払利息	84	76
為替差損	31	318
環境整備費	68	100
遊休設備費	83	74
その他	113	88
営業外費用合計	382	660
経常利益	9,935	12,090
特別利益		
固定資産売却益	176	
補助金収入	115	10
投資有価証券売却益	4	
特別利益合計	296	10
特別損失		
固定資産処分損	206	192
減損損失	148	19
特別損失合計	355	211
税金等調整前四半期純利益	9,876	11,889
法人税等	3,085	3,666
四半期純利益	6,791	8,223
非支配株主に帰属する四半期純利益	316	336
親会社株主に帰属する四半期純利益	6,474	7,886

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年1月1日 至平成28年9月30日)
四半期純利益	6,791	8,223
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	929	2,587
為替換算調整勘定	122	1,402
退職給付に係る調整額	40	47
その他の包括利益合計	847	3,942
四半期包括利益	7,638	4,280
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	7,351	4,105
非支配株主に係る四半期包括利益	286	174

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第3四半期連結会計期間より、新規設立したToagosei (Thailand) Co.,Ltd.を連結の範囲に含めております。

(会計方針の変更)

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更いたします。加えて、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第3四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)、連結会計基準第44 - 5項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当第3四半期連結累計期間において、四半期連結財務諸表に与える影響額はありません。

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.11%から、平成29年1月1日および平成30年1月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については30.70%に、平成31年1月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.47%にそれぞれ変更しております。

この結果、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)が152百万円、法人税等調整額が30百万円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が118百万円、退職給付に係る調整累計額が4百万円それぞれ増加しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

保証債務

		前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年9月30日)
従業員	金融機関等 借入保証	186百万円	227百万円
北陸液酸工業(株)	"	6	2
計		192	229

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年1月1日 至平成28年9月30日)
減価償却費	5,855百万円	5,566百万円
のれんの償却額	7	7

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成27年1月1日至平成27年9月30日)

1. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年3月27日 第102回定時株主総会 (注)1	普通株式	1,580	6.00	平成26年12月31日	平成27年3月30日	利益剰余金
平成27年7月30日 取締役会(注)2	普通株式	1,579	6.00	平成27年6月30日	平成27年9月4日	利益剰余金

(注) 1 1株当たり配当額6.00円には、創立70周年記念配当1.00円を含んでおります。

2 1株当たり配当額は、基準日が平成27年6月30日であるため、平成27年7月1日付の株式併合前の金額を記載しております。

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成28年1月1日至平成28年9月30日)

1. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年3月30日 第103回定時株主総会	普通株式	1,579	12.00	平成27年12月31日	平成28年3月31日	利益剰余金
平成28年7月29日 取締役会	普通株式	1,711	13.00	平成28年6月30日	平成28年9月6日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成27年1月1日 至 平成27年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高および利益または損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注)3
	基礎化学 品事業	アクリル 製品事業	機能製品 事業	樹脂加工 製品事業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	31,767	39,625	11,878	19,530	102,802	2,318	105,120		105,120
セグメント間の内部 売上高または振替高	13	53	1,343	8	1,419	5,222	6,642	6,642	
計	31,781	39,679	13,222	19,538	104,222	7,540	111,762	6,642	105,120
セグメント利益	2,571	2,552	3,246	898	9,269	23	9,293	70	9,364

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、新規製品の研究開発事業、輸送事業、商社事業等を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額は、主にセグメント間取引消去によるものです。

3 セグメント利益は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失またはのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

各報告セグメントに配分していない全社資産において、社宅等としての使用を停止し売却の意思決定を行った土地・建物等に係る帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(148百万円)として特別損失に計上しております。

当第3四半期連結累計期間(自平成28年1月1日至平成28年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高および利益または損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注)3
	基礎化学 品事業	アクリル 製品事業	機能製品 事業	樹脂加工 製品事業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	30,511	36,293	11,541	19,201	97,547	2,339	99,887		99,887
セグメント間の内部 売上高または振替高	14	31	1,338	0	1,383	5,202	6,586	6,586	
計	30,525	36,325	12,879	19,201	98,931	7,542	106,474	6,586	99,887
セグメント利益	3,430	3,744	2,946	1,428	11,549	112	11,662	66	11,729

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、新規製品の研究開発事業、輸送事業、商社事業等を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額は、主にセグメント間取引消去によるものです。

3 セグメント利益は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

第1四半期連結会計期間より、当社の建築補修材および土木補修材の販売事業を連結子会社であるアロン化成株式会社へ分割承継したことに伴い、従来「機能製品事業」に属していた当該事業の製品を「樹脂加工製品事業」の製品に変更しております。

なお、前第3四半期連結累計期間のセグメント情報については、変更後の区分方法により作成したものを記載しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失またはのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

各報告セグメントに配分していない全社資産において、事業の用に供していない遊休資産(土地、建物等)を売却したため、当該資産の帳簿価額を売却額まで減額し、当該減少額を減損損失(19百万円)として特別損失に計上しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年1月1日 至平成28年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	49.17円	59.90円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	6,474	7,886
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	6,474	7,886
普通株式の期中平均株式数(千株)	131,668	131,648

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 2 平成27年7月1日付で2株につき1株の割合で株式併合を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成28年7月29日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (1) 中間配当による配当金の総額 ...1,711百万円
 (2) 1株当たりの金額 ...13円
 (3) 支払請求の効力発生日および支払開始日 ...平成28年9月6日

(注) 平成28年6月30日現在の株主名簿に記載または記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年11月10日

東亜合成株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	出	口	賢	二	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫛	田	達	也	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東亜合成株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成28年7月1日から平成28年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成28年1月1日から平成28年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東亜合成株式会社及び連結子会社の平成28年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。